

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	市税等の徴収に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中津市は、市税等の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

大分県中津市長

## 公表日

令和6年5月17日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	市税等の徴収に関する事務
②事務の概要	<p>■市税等の収納管理業務</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>金融機関等からの領収済通知書により、収納を確認し消込みを行う。</li> <li>納税のための口座登録及び振替依頼、振替済通知を行う。</li> <li>納付額について、過誤納が生じた場合、還付又は充当を行い、通知書を発行する。</li> <li>納期限までに納付されなかった場合に督促状を送送する。</li> </ol> <p>■市税等の滞納整理業務</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>納付相談により、分納、徴収猶予等の手続を取る。</li> <li>なお納付がなければ催告、財産調査、滞納処分及び執行停止を行う。</li> <li>消滅時効の管理を行い、不納欠損処分を行う。</li> </ol>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> <li>総合収納管理システム</li> <li>シンク滞納管理システム</li> <li>統合宛名システム</li> <li>中間サーバー</li> </ol>
2. 特定個人情報ファイル名	
・総合収納管理ファイル ・シンク滞納管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の16の項</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条</li> </ol>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号 (情報提供の根拠) ・番号法別表第二の 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71, 74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117及び120の項 (情報照会の根拠) ・番号法別表第二の27の項 ・行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部収納課
②所属長の役職名	収納課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒871-8501 大分県中津市豊田町14番地3 中津市総務部総務課 TEL 0979-62-9871
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒871-8501 大分県中津市豊田町14番地3 中津市総務部収納課 TEL 0979-22-1117

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ○ ]接続しない(入手)    [ ○ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[                                  ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[                                  ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[                          十分である                          ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検	[   ] 内部監査                                  [   ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[                          十分に行っている                          ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	財務部収納課	総務部収納課	事後	組織改編に伴い、修正
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	収納課長 古城 幸雄	収納課長 矢野目 義則	事後	所属長の異動に伴い、修正
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	中津市財務部収納課	中津市総務部収納課	事後	組織改編に伴い、修正
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	収納課長 矢野目 義則	収納課長 岡川 政孝	事後	所属長の異動に伴い、修正
平成30年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	総合滞納管理システム	シンク滞納管理システム	事後	新システムへの移行に伴い、修正
平成30年4月1日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	総合収納管理ファイル 総合滞納管理ファイル	総合収納管理ファイル シンク滞納管理ファイル	事後	新システムへの移行に伴い、修正
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日	平成30年4月1日	事後	しきい値判断の見直し(対象人数算出時点の更新)
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日	平成30年4月1日	事後	しきい値判断の見直し(取扱者数算出時点の更新)
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	収納課長 岡川 政孝	収納課長 江本 悦夫	事後	所属長の異動に伴い、修正
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	しきい値判断の見直し(対象人数算出時点の更新)
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	しきい値判断の見直し(取扱者数算出時点の更新)
平成31年4月1日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	なし	基礎項目評価書	事後	様式変更に伴い、追加
平成31年4月1日	IV リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークを通じた入手を除く。)	なし	十分である	事後	様式変更に伴い、追加
平成31年4月1日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	なし	十分である	事後	様式変更に伴い、追加
平成31年4月1日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	なし	十分である	事後	様式変更に伴い、追加
平成31年4月1日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	なし	十分である	事後	様式変更に伴い、追加
平成31年4月1日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	なし	提供・移転しない	事後	様式変更に伴い、追加
平成31年4月1日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	なし	接続しない(入手)、接続しない(提供)	事後	様式変更に伴い、追加
平成31年4月1日	IV リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去	なし	十分である	事後	様式変更に伴い、追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	IVリスク対策 8. 監査	なし	自己点検	事後	様式変更に伴い、追加
平成31年4月1日	IVリスク対策 9. 従事者に対する教育・啓発	なし	十分に行っている	事後	様式変更に伴い、追加
令和2年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	収納課長 江本 悦夫	収納課長	事後	所属長氏名の記載廃止に伴い修正
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	しきい値判断の見直し(対象人数算出時点の更新)
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	しきい値判断の見直し(取扱者数算出時点の更新)
令和2年9月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日	令和2年9月1日	事後	規則第15条等の規定による再評価の実施
令和2年9月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日	令和2年9月1日	事後	規則第15条等の規定による再評価の実施
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報提供 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	法改正に伴う引用条項の修正
令和3年9月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	TEL0979-22-1111	TEL0979-62-9871	事後	直通電話の開設に伴い、修正
令和3年9月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	TEL0979-22-1111	TEL0979-22-1117	事後	直通電話の開設に伴い、修正
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年9月1日	令和3年4月1日	事後	しきい値判断の見直し(対象人数算出時点の更新)
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年9月1日	令和3年4月1日	事後	しきい値判断の見直し(取扱者数算出時点の更新)
令和4年5月13日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	しきい値判断の見直し(対象人数算出時点の更新)
令和4年5月13日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	しきい値判断の見直し(対象人数算出時点の更新)
令和5年5月22日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	しきい値判断の見直し(対象人数算出時点の更新)
令和5年5月22日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	しきい値判断の見直し(取扱者数算出時点の更新)
令和6年5月17日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事後	しきい値判断の見直し(対象人数算出時点の更新)
令和6年5月17日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事後	しきい値判断の見直し(取扱者数算出時点の更新)